

特別養護老人ホームはまなす荘 ご利用料金

令和4年10月1日適用

1. 基本利用料（1ヶ月（30日）当たり）

（単位：円）

多床室（2・4人部屋）	①施設サービス費（1割負担分）	②居住費					③食費					合計（①+②+③）				
		第1段階（0円/日）	第2段階（370円/日）	第3段階①（370円/日）	第3段階②（370円/日）	第4段階（855円/日）	第1段階（300円/日）	第2段階（390円/日）	第3段階①（650円/日）	第3段階②（1,360円/日）	第4段階（1,445円/日）	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護1（573円/日）	17,190															
要介護2（641円/日）	19,230															
要介護3（712円/日）	21,360	0	11,100	11,100	11,100	25,650	9,000	11,700	19,500	40,800	43,350	26,190	39,990	47,790	69,090	86,190
要介護4（780円/日）	23,400															
要介護5（847円/日）	25,410															

2. 加算料金

日常生活継続支援加算	36円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円/日
看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ+Ⅲ）	19円/日
夜勤職員配置加算（Ⅰ・Ⅱ）	22円/日
初期加算（入所から30日以内）	30円/日
外泊時費用（月6日限度）	246円/日
栄養マネジメント強化加算	11円/日
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40円/月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数の8.3%）	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数の2.7%）	
介護職員等ベースアップ等支援加算（所定単位数の1.6%）	

3. その他の利用料金

理美容費用	実費
医療費	
日用品（個人使用）	
園外行事費用	

○「基本利用料」+「加算料金」+「その他の利用料金」などを合計した額が、1か月分の利用料金（目安）となります。

○一定以上の所得の場合は2割又は3割負担（介護サービス費のみ）になります。また、所得により負担の軽減もあります。

※参考モデル：【収入（年金のみ80万円以下）・市町村民税非課税世帯・要介護3・負担限度額適用後】 1ヶ月分（30日）負担額：44,160円

○「日常生活継続支援加算」又は「サービス提供体制強化加算」のどちらか加算されます。

○第1段階～第4段階の区分は、世帯の課税状況や所得により区分されます。